

府中市緑地の算定基準

令和7年4月1日

府中市都市整備部公園緑地課

(趣旨)

第1 この基準は、府中市開発事業に関する指導要綱（平成15年12月制定。以下「指導要綱」という）第14第7項の規定に基づき、緑地の算定基準を定めるものとする。

(緑地面積の算定方法)

第2 指導要綱第14第6項の規定による緑地面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

(1) 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設

次のアからエのいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 登はん型

建築物の外壁に補助資材（ネット、メッシュフェンス等）を使用して、地上（植栽基盤の幅は30センチメートル以上とする。）からツタ類等のツル植物等（植栽間隔は30センチメートルを標準とする。）が壁面を被うように植栽した場合は、補助資材が被う壁面の面積を緑地面積とする。ただし、算入できる高さは植栽基盤面から10メートル以内とする。

補助資材を使用しない場合は、植栽時にツル植物等が壁面を被う面積（地上からの高さが1メートル未満の場合は1メートルとする。）を緑地面積とする。

イ 下垂型

建築物の外壁に、補助資材を使用して、屋上等からツタ類等のツル植物等（植栽間隔は30センチメートルを標準とする。）が壁面を被うようにした場合は、補助資材が被う壁面の面積を緑地面積とする。ただし、算入できる高さは植栽基盤面から10メートル以内とする。

補助資材を使用しない場合は、植栽時にツル植物等が壁面を被う下長さ1メートルを上限（下垂長さが1メートル未満のものは1メートルとみなす。）に緑地面積とする。

ウ プランター型

プランター状の植栽基盤を、垂直方向に配置して壁面を緑化する場合は、補助資材が被う壁面の面積を緑地面積とする。

エ ユニット（パネル）型

植栽マットなどの植栽基盤を、パネル状に設置して壁面を緑化する場合は、補助資材で被われた面積を緑地面積とする。

(2) 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設

次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

ア 樹木

次の(ア)から(エ)までのいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

- (ア) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
- (イ) 高木（成木時の高さが3メートルを超える樹木で、植栽時に1.5メートル以上）1本あたり3平方メートル
- (ウ) 中木（成木時の高さが2メートルを超える樹木で、植栽時に1.2メートル以上）1本あたり2平方メートル
- (エ) 植栽時の高さが3メートルを超える樹木については、その高さの7割を直径とする円（(ア)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

イ 芝その他の地被植物

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積とする。

ウ 花壇その他これらに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が育成するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積とする。

エ 水流、池その他これらに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がアからウまでの規定により、その水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積とする。

オ 前号に規定する施設又はアからエまでの施設に付随して設けられる園路、土留その他の施設

当該施設（その水平投影面がアからエまでの規定よりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びアからエまでの規定により算出した面積の合計の4分の1を超え

ない部分に限る。)の水平投影面積とする。

カ 生け垣

生け垣を設置する場合は、幅0.6メートルとして、その延長を乗じる。ただし、接道部の生け垣については、1.5を乗ずることができる。

なお、生け垣とは、幅0.3メートル以上の植栽基盤に常緑中木(植栽時の樹高1.2メートル以上とする。)を延長1.0メートルにつき3本以上植栽したものとする。

- 2 府中市地域まちづくり条例(平成15年9月府中市条例第18号。以下「条例」という)第17条第1項第1号に掲げる開発事業において、指導要綱第5の規定により道路整備を行う場合及び指導要綱第13の規定により公園を設置する場合は、開発区域から道路整備を行う区域及び公園面積を除いた敷地の面積を緑地の規模を算出する対象敷地面積とすることができる。
- 3 条例第17条第1項第2号から第5号までに掲げる開発事業において、開発区域に都市計画道路、市道等の道路整備計画がある場合、指導要綱第5の規定により道路整備を行う場合及び指導要綱第13の規定により公園を設置する場合は、開発区域から道路整備を行う区域及び公園面積を除いた敷地の面積を緑地の規模を算出する対象敷地面積とすることができる。
- 4 けやき並木景観整備基本計画に基づき、建築物の壁面後退を行い、公開空地とした部分の敷地の面積を緑地面積とすることができる。

(緑地面積に含むことができないもの)

第3 次の各号のいずれかに該当する部分に緑化を行う場合は、当該部分を緑地面積に含めない。

- (1) 指導要綱第13の規定により設置した公園
- (2) 条例第17条第1項第2号から第5号までに掲げる開発事業における専用庭(専用庭等の周囲に植栽する恒久的に保存できる中高木類については、別に協議する。)
- (3) 建築物のひさし、ベランダ、階段、踊場等の下で雨水が直接かからない部分(自動散水設備等を設置する場合は、別に協議する。)
- (4) 窓先空地又は避難経路(東京都建築安全条例(昭和25年12月東京都条例第89号)等の規定により許可される範囲内で、地被植物等を植え付ける場合を除く。)
- (5) 可動式植栽基盤の容量が100リットル未満のもので建築物等の屋上を緑化する部分

(6) 駐車場の緑化。ただし、車路や通路等で上部に遮るものがない場合において、緑化ブロックを使用するときは、当該部分の面積に採用した製品の緑化率を乗じた水平投影面積を緑地面積とする。

(7) 植栽帯における室外機置場や看板等の構造物の部分
付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年7月1日から施行する。
(緑化計画平面図等の作成要領の廃止)
- 2 緑化計画平面図等の作成要領は、廃止する。
(緑化計画平面図等の作成要領の廃止に伴う経過措置)
- 3 この基準の施行の際、現に行われている緑化計画平面図等の作成要領の規定による協議等の手続については、この基準の施行後も、なおその効力を有する。

付 則 (令和7年1月24日改正)

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。